

議案第61号

木津川市介護保険条例の一部改正について

木津川市介護保険条例（平成19年木津川市条例第113号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月1日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

令和2年度税制改正における「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）」の公布により「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」の一部が改正され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

木津川市介護保険条例（平成19年木津川市条例第113号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「第93条第2項の規定により告示された割合」を「第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第5条第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

参考資料（議案第61号）

木津川市介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
本則 (略)	本則 (略)
附 則	附 則
第1条～第4条 (略) (延滞金の割合等の特例)	第1条～第4条 (略) (延滞金の割合等の特例)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 当分の間、第9条第1項に規定する 延滞金の年14.6パーセントの割合 及び年7.3パーセントの割合は、同 項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金 特例基準割合（平均貸付割合（租税特 別措置法第93条第2項に規定する平 均貸付割合をいう。）に年1パーセン トの割合を加算した割合をいう。以下 この項において同じ。）が年7.3パ ーセントの割合に満たない場合には、 その年中においては、年14.6パー セントの割合にあっては<u>その年におけ る延滞金特例基準割合に年7.3パー セントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあっては<u>当 該延滞金特例基準割合に年1パー セントの割合を加算した割合（当該加算し た割合が年7.3パーセントの割合を 超える場合には、年7.3パーセント</u></u></u>	2 当分の間、第9条第1項に規定する 延滞金の年14.6パーセントの割合 及び年7.3パーセントの割合は、同 項の規定にかかわらず、各年の <u>特例基 準割合（当該年の前年に租税特別措置 法第93条第2項の規定により告示さ れた割合に年1パーセントの割合を加 算した割合をいう。以下この項におい て同じ。）が年7.3パーセントの割 合に満たない場合には、その年<u>以下 この項において「特例基準割合適用年」 といふ。）中においては、年14.6 パーセントの割合にあっては<u>当該特例 基準割合適用年における特例基準割合 に年7.3パーセントの割合を加算し た割合とし、年7.3パーセントの割 合にあっては<u>当該特例基準割合に年1 パーセントの割合を加算した割合（当 該加算した割合が年7.3パーセント</u></u></u></u>

の割合) とする。

第6条～第8条 (略)

の割合を超える場合には、年7.3パ

ーセントの割合) とする。

第6条～第8条 (略)